

審 議 票

R4.3.3

Ⅲ-4

審議項目	訂正, 利用停止		
関係規定	現行条例		新法
	第 24 条～第 34 条		第 90 条～第 103 条
移行パターン	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	・ 請求する訂正内容が事実合致することを証する資料の添付 ・ 不訂正等の理由の付記など	・ 代理人による請求 ・ 開示決定の前置など	・ 事案の移送など
新条例への規定の可否	・ 開示, 訂正及び利用停止の手續に関する事項は, 法に反しない限り条例に規定できる。(新法第 108 条)		

※ 関係規定は, 別紙参照

項目と論点	1 請求手續	① 任意代理人による請求が可能となることへの対応 ② 郵送やオンラインによる訂正請求及び利用停止請求への対応の検討 ③ 開示決定の前置への対応 ④ 請求する訂正内容が事実合致することを証する資料を添付する規定がなくなることへの対応等
	2 決定等	① 不訂正理由や不利用停止理由の付記に係る条例の規定の要否

考え方(案)	<p><1について></p> <p>① 任意代理人による請求についても, 代理人本人であることの確認や代理権を有することの確認に加え, 必要に応じ本人の意思確認を行うなど, 慎重な対応が求められる。</p> <p>② 郵送による請求は, 現状は要綱に基づき病気その他やむを得ない理由により来庁が困難な者に限り認めている(開示請求と同様)が, 今後は特に限定せず郵送による請求も可能とする。(決定通知は, 現状も郵送で対応している。)</p> <p>③ オンラインによる請求は, 情報セキュリティの確保, 十分な本人確認が必要であることなどの課題はあるが, 行政手續の利便性の向上を図るため, 導入に向けた検討を進めていく。(決定通知についても併せて検討する必要がある。)</p> <p>④ 開示決定の前置については, 現行条例に比べ請求を制限することになるおそれがあり, 他の方法で対象となる保有個人情報明確に特定されていれば特に必要はないと考えている。(新条例に前置が不要である旨を規定したい。)</p> <p>⑤ 請求する訂正内容が事実合致することを証する資料を添付する規定については, 請求内容が明確になるよう, これに類する規定(訂正を希望する事実を不正確と考える根拠となる資料の提出又は提示を求める規定)を置くこととしたい。</p> <p><2について></p> <p>① 不訂正及び不利用停止の理由を決定通知書に記載することについては, 引き続き, 現行条例と同様の規定を置くことを考えている。</p>
--------	---

主な意見	<p><全体について></p> <p>○ 開示決定等の前置がなければ, 水掛け論的な請求のほか, 様々な権利濫用の可能性も考えられるが, 開示決定等の前置がない方が利用者本位である。 (項目と論点の1①②及び2①については, 「Ⅲ-2」の審議票と同様。)</p> <hr/> <p>(考え方(案)の是非に関する意見の状況) 考え方(案)に対する異論はなかった。(ただし, 不訂正等の理由付記については, 「Ⅲ-2」の審議票と同様。)</p>
------	--